

川越市介護サービス基盤整備基本方針

令和 6 年 6 月 6 日

1 目的

介護サービスの整備については、これまでも着実に整備を進めてきたが、高齢者が可能な限り住み慣れた自宅で安心して暮らすことができるよう、要介護状態となったときも、生活環境や身体状態に応じた必要なサービスを利用できる体制が確保されていることが重要である。

高齢化の進展による介護ニーズの高まりを踏まえ、高齢者のニーズや事業所の意向、地域性等を考慮し、訪問系サービスや地域密着型の居住系サービスなどの提供体制について、一層の充実を図る必要がある。

さらに、第 9 期川越市介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）（以下「第 9 期計画」という。）で定めた令和 8 年度までのサービス見込量を踏まえて、介護サービスの基盤整備を適正に進めるため、この「川越市介護サービス基盤整備基本方針」を策定する。

2 基盤整備及び整備事業者の選定

基盤整備については、第 9 期計画のサービス見込量及び必要利用定員数の確保、介護保険事業の適正な運営並びに整備事業者の選定の機会均等を図るため、次に掲げるサービスについて募集を行い、整備事業者を選定する。

（１）施設サービス

□ 特別養護老人ホーム（増床）

第 8 期計画までに 16 事業所（合計定員 1,378 人）が整備されているが、在宅での介護が困難な要介護者に対し、日常生活の介助や機能訓練などのサービスを安定的に提供するため、既存施設の増床を行う。

第 9 期計画においては、令和 7 年度に 2 箇所（2 人及び 6 人）、令和 8 年度に 1 箇所（40 人）の増床を行う。なお、サービスの提供は、原則、各増床年度末までに開始するものとする。

✓ 特別養護老人ホームの見込量（単位：人／月）

第 8 期			第 9 期			（参考）
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
1,339	1,377	1,409	1,466	1,474	1,514	1,709

※第 9 期介護保険事業計画より抜粋

(2) 居宅サービス

□（介護予防）特定施設入居者生活介護

第8期計画までに12事業所(合計定員689人)が整備されているが、高齢者の多様な住まいの選択肢の一つとして、今後も需要の拡大が見込まれることから、更なる基盤整備を行う。

第9期計画においては、令和8年度に新規1箇所（80人）の整備を行う。なお、サービスの提供は、原則、当該整備年度末までに開始するものとする。

✓ 特定施設入居者生活介護の見込量（単位：人／月）

第 8 期			第 9 期			(参考)
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
586	610	640	689	722	752	781

✓介護予防特定施設入居者生活介護の見込量（単位：人／月）

57	51	55	60	62	65	67
----	----	----	----	----	----	----

※第9期介護保険事業計画より抜粋

(3) 地域密着型サービス

□（介護予防）認知症対応型共同生活介護

第8期計画までに24事業所（合計定員432人）が整備されているが、認知症高齢者がやむを得ず自宅を離れても、住み慣れた地域で安心して暮らせる場を確保するためのサービスとして、今後も需要の増加が見込まれることから、更なる基盤整備を行う。

第9期計画においては、令和8年度に新規2箇所（54人）の整備を行う。なお、整備については、（介護予防）小規模多機能型居宅介護との併設整備を推進することとし、原則、当該整備年度末までにサービスの提供を開始するものとする。

✓認知症対応型共同生活介護の見込量（単位：人／月）

第 8 期			第 9 期			(参考)
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
359	359	368	402	413	433	450

✓介護予防認知症対応型共同生活介護の見込量（単位：人／月）

3	2	4	5	5	5	5
---	---	---	---	---	---	---

※第9期介護保険事業計画より抜粋

□（介護予防）小規模多機能型居宅介護

第8期計画までに8事業所（合計登録定員 216 人）が整備されているが、認知症高齢者の住み慣れた地域における在宅での生活の継続を支援するため、サービスの利用を推進していくとともに、引き続き基盤整備を行う。

第9期計画においては、令和8年度に新規2箇所の整備を行う。なお、整備については、本サービスの普及を図る観点から、（介護予防）認知症対応型共同生活介護との併設整備を推進することとし、原則、当該整備年度末までにサービスの提供を開始するものとする。

✓小規模多機能型居宅介護の見込量（単位：人／月）

第8期			第9期			（参考）
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
83	88	111	151	173	193	193

✓介護予防小規模多機能型居宅介護の見込量（単位：人／月）

5	4	6	6	6	8	8
---	---	---	---	---	---	---

※第9期介護保険事業計画より抜粋

□看護小規模多機能型居宅介護

第8期計画までに4事業所（合計登録定員 116 人）が整備されているが、医療ニーズが高い要介護者の住み慣れた地域での生活を支援するため、サービスの利用を推進していくとともに、引き続き基盤整備を行う。

第9期計画においては、令和7年度に新規1箇所の整備を行う。なお、サービスの提供は、原則、当該整備年度末までに開始するものとする。

✓看護小規模多機能型居宅介護の見込量（単位：人／月）

第8期			第9期			（参考）
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
51	69	108	115	129	135	134

※第9期介護保険事業計画より抜粋

□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第8期計画までに7事業所が整備されているが、当該サービスは日中及び夜間を通じて介護と看護の一体的なサービスを柔軟に提供できることから、引き続き基盤整備を行い、サービスの充実を図る。

第9期計画においては、令和8年度に新規1箇所の整備を行う。なお、サービスの提供は、原則、当該整備年度末までに開始するものとする。

✓ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込量（単位：人／月）

第8期			第9期			(参考)
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
40	44	65	105	116	122	121
※第9期介護保険事業計画より抜粋						

【その他】

- 地域密着型通所介護については、地域の状況に応じた自発的な整備を図ることとするが、必要に応じて供給量の規制を行う。

3 地域密着型サービス事業所の圏域別整備予定

第9期計画期間における日常生活圏域の14圏域のうち、優先して整備を行うべき圏域は下表のとおりとする。

サービス	認知症対応型 共同生活介護 ＋ 小規模多機能型 居宅介護			看護小規模 多機能型居宅介護			定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
整備箇所	－	－	2	－	1	－	－	－	1
整備予定圏域	本庁第1								○
	本庁第2		○						○
	本庁第3		○						○
	芳 野								
	古 谷								
	南古谷								
	高 階		○						
	福 原								
	大 東								
	霞ヶ関				○				
	川 鶴		○		○				
	霞ヶ関北		○		○				
	名 細				○				
	山 田								

【その他】

- ☐ 整備予定圏域については、サービス見込量を確保するため、第9期計画の遂行に支障のない範囲で変更する場合がある。

4 介護サービス事業所の開設までの流れ

□ 募集の実施



- ✓ 事前相談の受付期間
- ✓ 応募の受付期間
- ✓ 応募書類の審査期間
- ✓ 選考期間（庁内会議の開催）
- ✓ 事業者の選定
- ✓ 結果通知の送付及び公表

□ 事業者の決定



- ✓ 選定事業者において事業開設の準備
- ✓ 指定の申請及び審査（人員、設備及び運営基準等を審査）

□ 事業者の指定

- ✓ 事業所開設

5 事業者指定のスケジュール及び募集要項

各年度における募集の詳細については、別途「募集要項」に定め、市ホームページにて周知を行う。

6 適用

この基本方針は、第9期計画（令和6年度から令和8年度まで）において適用するものとする。